

○山口県警察に勤務する警察官以外の職員に対する被服等の貸与に関する訓令

昭和48年4月1日

本部訓令第4号

(趣旨)

第1条 この訓令は、山口県警察に勤務する警察官以外の職員（少年育成官を除く。以下同じ。）に対する被服等の貸与について必要な事項を定めるものとする。

(対象職員、品目、貸与期間及び着用期間)

第2条 被服等の貸与の対象職員の範囲並びに貸与する被服等（以下「貸与品」という。）の品目、制式、地質、色、員数、貸与期間及び着用期間は、別表のとおりとする。

第3条 貸与品の貸与期間は、その貸与の日から起算して別表に掲げる期間を経過した日の属する月の末日までとする。

2 貸与品の貸与を受けている職員（以下「貸与職員」という。）が、休職、療養休暇等により長期間その職務に従事しなかつた場合におけるその従事しなかつた期間は前項の貸与期間に含めないものとする。

3 第10条の規定により返納された貸与品を再度貸与する場合におけるその貸与期間は第1項の規定にかかわらず、その都度定めるものとする。

第4条 警察本部長（以下「本部長」という。）は、特別の事由がある場合には、貸与品の員数を増減し、貸与品の貸与期間及び着用期間を伸縮し、又は貸与品の全部若しくは一部を貸与しないことができる。

(着用)

第5条 貸与職員は、その職務に従事中は常に貸与品を着用しなければならない。

2 貸与職員は、その職務に従事する場合のほか、当該貸与品を着用してはならない。

3 所属長は、第1項の規定にかかわらず特に必要と認める場合は、私服を着用させることができる。

第6条 削除

(貸与品の譲受け)

第7条 貸与職員は、貸与期間を経過した貸与品を譲り受けることができる。

(管理)

第8条 貸与職員は、善良な管理者の注意をもつて当該貸与品の保全に努めなければならない。

(亡失又は損傷の報告)

第9条 貸与職員は、貸与品を亡失したとき又は損傷して着用することができなくなつたときは、その旨を所属長に報告しなければならない。

2 所属長は、前項の報告を受けたときは、貸与品亡失報告書（別記第1号様式）又は貸与品損傷報告書（別記第1号様式）により警務部会計課長を経由して本部長に

報告しなければならない。

第9条の2 貸与職員は、貸与期間の満たない貸与品の亡失、摩耗、毀損又は号数の訂正のため代品を必要とするときは、その旨を所属長に申し出るものとする。

2 所属長は、前項の申出を受けたときは、貸与品貸与換え申請書（別記第2号様式）を警務部会計課長に提出し、貸与換えを申請するものとする。

3 第1項の場合において、貸与品の亡失又は損傷が本人の故意又は重大な過失によることが明らかである場合には、当該貸与職員は、亡失し、又は毀損した貸与品の代価として相当額を弁償しなければならない。

（返納）

第10条 所属長は、貸与職員の退職（死亡による退職を含む。）、休職又は異動に伴い貸与品を貸与する必要がなくなつたときは、貸与期間が満たない場合であつても、貸与品返納書（別記第3号様式）に当該貸与品を添えて、本部長に返納しなければならない。